

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	47	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長及び拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 燃料電池自動車等に水素を充てんするための設備であって、一定の取得価格以上で新たに取得されたものについて、最初の3年度分、固定資産税の課税標準を価格に一定の特例率を乗じた額とする軽減が選択適用できる。</p> <p>・ 特例措置の内容 ○適用期限を2年間延長する。 ○取得価格1億円以上5億円未満の設備の固定資産税の課税標準を価格の3/4の額とする。 ○取得価格5億円以上の設備の固定資産税の課税標準を価格の1/2の額とする。</p>		
関係条文	地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第8項、同法施行令附則第11条第10項、同法施行規則附則第6条第28項		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲89) [平年度] ▲122.7 (▲89)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国のCO2排出量の約2割を占めている運輸部門のCO2削減のため、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及促進は重要。「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月閣議決定）では、乗用車について、2035年までに新車販売で電動車100%の実現、商用車についても、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%の実現、8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目標に掲げており、電動車普及のために水素ステーションの導入を促進するとしている。</p> <p>また、水素社会の実現に向けて、水素需要量を拡大するためには、運輸部門における取組を加速することも重要。水素社会の実現に向けた世界初の国家戦略である「水素基本戦略」（平成29年12月26日閣僚会議決定）や「水素・燃料電池戦略ロードマップ」（平成28年3月22日改訂）、「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月閣議決定）においても、水素需要量を拡大するため、燃料電池自動車（FCV）の導入支援と水素ステーションの戦略的整備を両輪で行いつつ、燃料電池トラック等への用途拡大に向けた技術開発や実証、大規模充填能力を有するステーションの開発・導入に関する支援を行うとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性 水素ステーションについては、2025年度までに320箇所程度、2030年までに1,000基程度を整備するとともに、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指すこととしており、2018年2月に設立された「日本水素ステーションネットワーク合同会社（JHyM）」とも連携しながら、規制改革、技術開発、整備支援を三位一体で推進している。</p> <p>しかしながら、FCV普及の黎明期においては水素ステーションの稼働率が低く、安定収益の裏付けがないとともに、水素ステーションの整備費・運営費が未だ高額であることから、水素ステーション整備の障害となっている。水素ステーションのコスト低減に向けて、規制見直しや技術開発を進めているが、成果が出るまでは一定の時間を要することから、水素充てん設備を取得する者に対する税制上のインセンティブを設けることにより、事業者の投資負担を軽減し、水素ステーションの整備を強力に推し進めていくことが不可欠。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 参考指標13 新車販売に占める次世代自動車の割合</p> <p>○成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定） 第4章 グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現 3. 水素ステーションの整備 燃料電池自動車・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに1,000基程度の水素ステーションについて、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備する。バスやトラックなど商用車向けの水素ステーションについては、事業所専用の充填設備も含め、整備を推進する。</p>
	政策の達成目標	<p>○2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す。 ○2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現。 ○商用車については、8トン以下の小型の車について、2030年までに、新車販売で電動車20～30%、2040年までに、新車販売で、電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両で合わせて100%を目指す。8トン超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5,000台の先行導入を目指す。 ○FCVについては、2025年までに20万台程度、2030年までに80万台程度の普及を目標。 ○水素ステーションについては、2025年度までに320箇所の整備を目標とし、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指す。また、FCV・燃料電池バス及び燃料電池トラックの普及を見据え、2030年までに1,000基程度、人流・物流を考慮しながら最適な配置となるよう整備。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>○FCVについては、2025年までに20万台程度の普及を目標。 ○水素ステーションについては、2025年度までに320箇所の整備を目標。</p>
政策目標の達成状況	<p>○新車販売台数に占める次世代自動車の割合は、平成29年度36.7%、平成30年度38.4%、令和元年度39.0%、令和2年度41.2%、令和3年度45.8%。 ○新車販売台数に占める電動車の割合は、平成29年度33.1%、平成30年度34.3%、令和元年度35.0%、令和2年度37.2%、令和3年度41.7%。 ○FCVは令和3年度末で約7,200台。 ○水素ステーションは令和3年度末で整備中含む166か所整備。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○令和5年度：水素充てん設備：32件 ○令和6年度：水素充てん設備：32件 ※事業者、業界団体等へのヒアリング結果等から試算。</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>○水素充てん設備の整備者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、事業者の投資判断が可能となる。 ○インフラ整備の加速に伴い、FCVといった電動車の普及を図ることが可能。 ○結果、輸送部門におけるカーボンニュートラルの実現、水素社会の実現を推進。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>水素充てん設備はFCVにとって必要不可欠な社会インフラであり、取得価格要件（一定金額以上の設備投資を対象）を満たす設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。</p> <p>また、商業販売が開始された2014年からFCVは既に約7,200台普及しているが、今後、乗用車に加えて、特にコスト意識の高い商用車においても燃料電池の普及を加速させる必要があることから、商用車向けに整備される水素充てん設備については、乗用車向けのものよりも高い特例率を設定する制度設計としている。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	<p>適用件数：</p> <p>平成29年度 68箇所 平成30年度 68箇所 令和元年度 42箇所 令和2年度 29箇所 令和3年度 42箇所</p>	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>適用実績：</p> <p>平成30年度 5,936,456（千円） 令和元年度 3,867,446（千円） 令和2年度 1,563,053（千円）</p>	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	水素ステーションは、令和3年度末時点で、整備中のものを含めると166箇所の整備が進行している。	
前回要望時の達成目標	次世代自動車を普及・促進することによって、大気汚染の改善、地球温暖化防止を図る。	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新車販売台数に占める次世代自動車の割合は、令和3年度 45.8%。	

<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度 創設 ・平成11年度 延長 ・平成13年度 延長 ・平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 ・平成17年度 延長 ・平成19年度 延長 ・平成21年度 一部見直し（充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ）のうえで延長・拡充 ・平成23年度 電気充電設備を対象から除外 ・平成25年度 一部見直し（水素充てん設備の取得価額要件を2,000万円から1億5,000万円に引き上げ）のうえで延長 ・平成27年度 一部見直し（天然ガス充てん設備の取得価額要件を2,000万円から4,000万円に引き上げ）のうえで延長 ・平成29年度 一部見直し（対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを追加）のうえで延長 ・平成31年度 一部見直し（天然ガス充てん設備を対象から除外、水素充てん設備の課税標準を2/3から3/4に変更）のうえで延長 ・令和3年度 延長
------------------	---